

# 第1編 総論

## 第1章 区の責務、計画の位置づけ

国の平和と国民の安全を確保するためには、良好な国際協調関係の確立や国際社会との協力などにより、武力攻撃等の発生を未然に防ぐことが何より重要である。

しかしながら、世界の各地では大規模な軍事侵攻や紛争が発生するとともに、テロやサイバー攻撃、弾道ミサイルの開発、発射実験などが頻発している中で、日本を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。

万一、外部からの武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合には、区は、住民の生命、身体及び財産を守る必要があることから、この計画を策定するものである。

については、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、区の責務、武力攻撃事態及び緊急対処事態への対処等について以下のとおり定める。

### 1 区の責務及び区国民保護計画の位置づけ

#### (1) 区の責務

平成16年6月、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が制定され、平成17年3月には国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）が策定された。

区（区長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、これらの法令や平成18年3月に策定された東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、目黒区の国民の保護に関する計画（以下「区国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、区の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 区国民保護計画の位置づけ

区は、国民保護法第35条の規定に基づき、区国民保護計画を作成する。

#### (3) 区国民保護計画に定める事項

区国民保護計画では、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める  
区の区域における国民保護措置の総合的な推進に関する事項

- ・区が実施する国民保護措置に関する事項
- ・国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ・国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ・国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ・上記のほか、区長が必要と認める事項

## 2 区国民保護計画の構成

区国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- ・第1編 総論
- ・第2編 想定する武力攻撃事態及び緊急処理事態
- ・第3編 武力攻撃事態等への対処
- ・第4編 復旧等
- ・第5編 大規模テロ等（緊急処理事態）への対処
- ・第6編 平素からの備え

## 3 区国民保護計画の見直し、変更手続

### (1) 区国民保護計画についての見直し

区国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

区国民保護計画の見直しに当たっては、目黒区国民保護協議会（以下「区国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、目黒区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）との調整を図りつつ、広く関係者の意見を求める。

### (2) 国民保護計画の変更手続

国民保護計画の変更に当たっては、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、区国民保護協議会に諮問し、都知事に協議した上で決定するとともに、区議会に報告し、公表する。

ただし、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、区国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は行わない。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

---

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

区は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適切な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供

区は、武力攻撃事態等が発生した場合は、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時、適切な方法で提供する。

区は、いわゆるデマ情報の拡散による被害拡大の防止に努めるとともに、デマ情報への注意喚起を併せて実施する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

区は、国、都、近隣区並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

区は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。以下同じ。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地連絡調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

### (5) 国民の協力

区は、国民保護法の規定により、国民保護措置の実施のために必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民はその自発的な意思により、協力するよう努めるものとする。

また、区は、東京消防庁（消防署）とともに、消防団及び防災区民組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

区は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、区は、国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

区は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

区は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

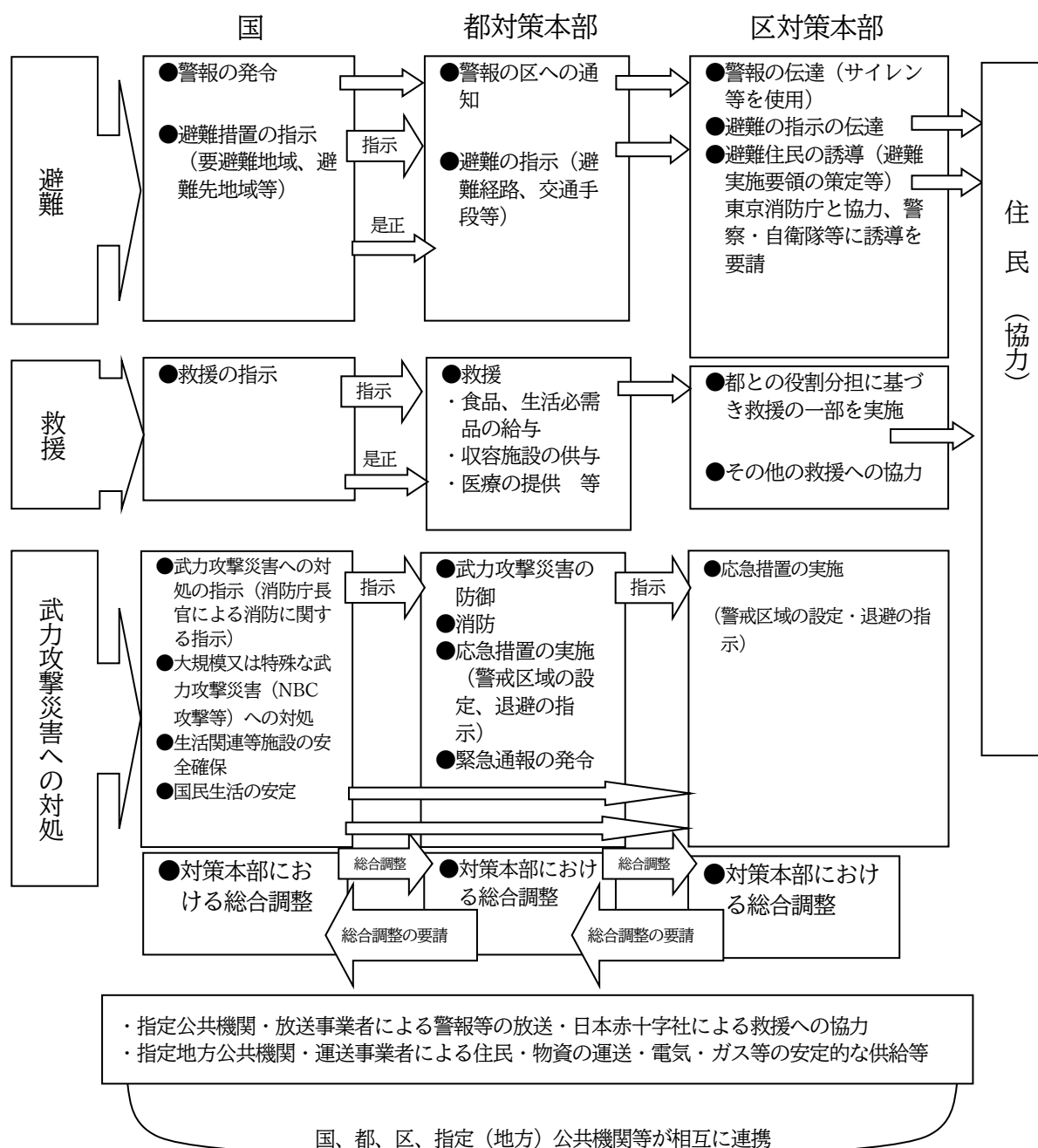
区は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

区は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における区の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

#### ■国民保護措置の全体の仕組み

国民の保護に関する業務の全体像



■区の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
目黒区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区国民保護計画の作成</li> <li>2 区国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 目黒区国民保護対策本部（以下「区国民保護対策本部」という。）及び目黒区緊急対処事態対策本部（以下「区緊急対処事態対策本部」という。）の設置、運営</li> <li>4 組織・体制の整備、訓練</li> <li>5 警報の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

■都の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都国民保護計画の作成</li> <li>2 都国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 東京都国民保護対策本部（以下「都国民保護対策本部」という。）及び東京都緊急対処事態対策本部（以下「都緊急対処事態対策本部」という。）の設置、運営</li> <li>4 組織・体制の整備、訓練</li> <li>5 警報の通知</li> <li>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>10 交通規制の実施</li> <li>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol> <p>【警視庁】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警報伝達の協力及び退避の指示</li> <li>2 避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保</li> <li>3 救援の実施（被災者の捜索及び救出）</li> <li>4 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等</li> <li>5 警戒区域の設定等及び退避の指示</li> <li>6 緊急交通路を確保するための交通規制の実施</li> </ol>

	<b>【東京消防庁】</b> 1 消火、救助・救急活動 2 避難住民の誘導 3 危険物等の措置 4 警報伝達の協力 5 生活関連等施設の安全確保に対する協力
--	---

(都国民保護計画一部抜粋)

## ■国の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
国	1 基本指針の策定 2 対処基本方針の策定 3 事態対策本部の設置、運営 4 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置に関する対処基本方針に基づく総合的な推進 5 警報の発令、避難措置の指示その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示、生活関連等施設の安全確保に関する措置、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置、被災情報の公表 その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

## ■国(指定地方行政機関)

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会い
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材(国有林材)の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保

第1編 総論

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保</li> <li>3 被災中小企業の振興</li> </ul>
関東東北産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 危険物等の保全</li> <li>2 鉱山における災害時の応急対策</li> </ul>
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧</li> <li>2 港湾施設の使用に関する連絡調整</li> <li>3 港湾施設の応急復旧</li> </ul>
関東運輸局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 運送事業者への連絡調整</li> <li>2 運送施設及び車両の安全保安</li> </ul>
東京航空局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 飛行場使用に関する連絡調整</li> <li>2 航空機の航行の安全確保</li> </ul>
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達</li> <li>2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保</li> <li>3 生活関連等施設の安全確保に係る立入り制限区域の指定等</li> <li>4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示</li> <li>5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</li> </ul>
関東地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</li> <li>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</li> </ul>
北関東防衛局	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整</li> <li>2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</li> </ul>

■自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 東部方面総監部	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）
海上自衛隊 横須賀地方総監部	
航空自衛隊 作戦システム運用隊	

## ■指定公共機関・指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時的設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵便株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	一般信書便事業者
病院その他の医療機関	医療の確保
河川管理施設、道路、 港湾、空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 災害救援物資の備蓄及び配分 4 輸血用血液製剤の確保及び供給 5 その他の救護業務に関すること
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に係る広報 6 海外中央銀行等との連絡・調整

## 第4章 区の地理的、社会的特徴

区は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき区の地理的、社会的特徴について定める。

### 1 区の地理的特徴

#### (1) 地形

本区は、東京23区の南西部に位置し、渋谷区、品川区、大田区、世田谷区に隣接している。

本区の面積は14.67km<sup>2</sup>であり、これは23区全体の2.4%に当たり、23区中16番目の広さとなっている。

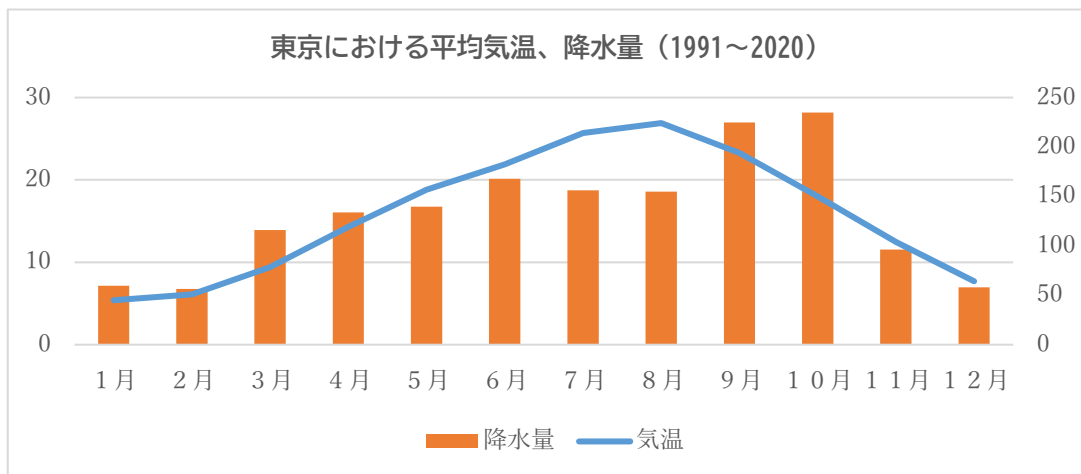
区内は目黒川と呑川の谷が北西から南東に向かい、20～30mのとい状の谷をつくっている。また、これらの谷の支谷が、浅くあるいは深く大地を刻み込み、起伏の多い、坂の多い町をつくっている。区の地形は台地の部分と谷の部分から成り立っている。

台地の部分は「高い台地」と「低い台地」に分けられる。高い台地は区の西南部にある「荏原台」と呼ばれる台地の一部と東北部の「淀橋台」と呼ばれる台地の一部に当たり、その海拔高度は30～45mである。この二つの台地は、かつて、一続きの土地であったと考えられている。この二つの台地の間に、海拔25～32mの台地がある。この台地は「目黒台」と呼ばれている。

なお、がけ・擁壁は目黒川沿いの「淀橋台」と、呑川沿いの「荏原台」に多く、傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地も存在する。

#### (2) 気候

温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。気温は年平均16度で、近年は「ヒートアイランド化」の影響により、年々上昇する傾向にある。降水量は、乾燥した12月から2月は少なく、梅雨前線や秋雨・台風の影響を受けやすい6月から10月を中心に多い。



(気象庁 気象統計情報参照)

## 2 区の社会的特徴

### (1) 人口分布

令和2年の国勢調査によると、本区はおよそ28万8千人の人口を擁し、人口密度は1km<sup>2</sup>当たりおよそ1万9千人となっている。総じて区北部の東山・大橋一丁目、上目黒五丁目、区東部の中目黒一丁目・四丁目、区中央部の上目黒四丁目・祐天寺・中央町、鷹番地区、区南部の目黒本町・原町地区の人口密度が高くなっている。

65歳以上の高齢者はおよそ5万6千人で、75歳以上の高齢者はおよそ3万1千人、65歳以上の高齢者が全体に占める割合は19.4%となっている。また14歳以下の子どもはおよそ3万1千人、全体に占める割合は11.0%、15歳から64歳までの成人人口はおよそ20万人、割合は68.4%となっている。

昼間人口は約30万1千人で、夜間人口は約28万8千人となっている。夜間人口に占める昼間人口の指数は105となり、これは都全体の116を下回っている。

昼間人口のうち区外への流出口はおよそ8万3千人で、通勤者はおよそ85%、区外からの流入人口はおよそ9万6千人、通勤者はおよそ82%となっている。

なお、区内の外国人登録者数は、令和7年4月1日現在、およそ1.1万人となっている。<sup>i</sup>

### (2) 道路、鉄道の位置

本区の道路は、国道が1路線882m、都道が7路線22,084m、区道は332,000mで、その総延長は359,992mとなっている。

主な道路としては、玉川通り（国道246号線）が区北部を走っており、目黒通り（都道312号線）、駒沢通り（都道416号線）が区の中央部を北東から南西にほぼ平行しながら走っている。一方、山手通り（都道317号線）が区の北部から東部を、環七通り（都道318号線）が区の西部から南部を、北西から南東にほぼ平行して走っており、区内の幹線道路の骨格を形成している。

このほか、首都高速道路の3号線が玉川通りの上部に、中央環状線が山手通りの地下にそれぞれ走っている。

区内の鉄道は、JRが1路線、私鉄が6路線走っている。主な路線としては東急東横線が区北東部から区南西部へ延びており、東急大井町線と東急目黒線が区南部を、東急田園都市線と京王井の頭線が区北部を走っている。また、JR山手線が区東部を走っている。

一日の乗降客数が多い駅としては、東急東横線・東京メトロ日比谷線の中目黒駅、東急東横線・東急大井町線の自由が丘駅などがある。

---

<sup>i</sup> 「住民基本台帳」参照

## ■ 1日平均の駅別乗降客数（令和6年度）

線	駅名	乗降客数		計（人）
		定期（人）	定期外（人）	
東横線	中目黒	94,343	84,166	178,509
	祐天寺	12,922	16,985	29,907
	学芸大学	35,085	37,611	72,696
	都立大学	20,203	26,191	46,393
	自由が丘	36,500	48,951	85,451
大井町線	自由が丘	17,740	33,397	51,137
	緑が丘	4,280	5,810	10,090
目黒線	洗足	6,155	8,134	14,288
田園都市線	池尻大橋	35,297	27,893	63,191

（東急電鉄株式会社 ウェブサイト参照）

## （3）土地利用

本区の用途地域は、令和3年現在で住居系の用途が約7割を占めている。都心に近く、通勤・通学・買物等に便利な良好な住宅地としての土地利用が主体である。

しかし、老朽化した木造住宅が密集し、かつ、公園などの公共施設等の整備が不十分な地域も存在する。このため、目黒本町五丁目・六丁目、原町一丁目、洗足一丁目などでは、木造住宅の建替え促進、小規模公園の整備など、防災性向上や住環境整備に取り組んできた。

また、区境付近に大学、都立公園等の大規模なオープンスペースが立地している。

## （4）自衛隊施設等

自衛隊施設は、隣接の世田谷区池尻一丁目自衛隊中央病院、陸上自衛隊衛生学校がある。また、中目黒二丁目自衛隊教育訓練研究本部、航空自衛隊幹部学校、海上自衛隊幹部学校がある。

## （5）行政区分

本区は地方自治法上、特別区に位置づけられており、都は大都市区域において一体的に処理することが必要と認められる事務を処理し、特別区は都が処理するものを除き、市町村が処理するとされている事務を処理する。このため、特別区の区域においては、一般の市が行う事務のうち、上下水道や消防などの事務は都が一体的に管理している。